

監査委員公表第4号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成29年12月26日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 根岸 ゆき子

1. 監査の実施日

平成29年11月10日（金）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 根岸 ゆき子

3. 監査対象とした部課

政策総務部戸籍税務課

政策総務部総務課

政策総務部財務課

4. 監査の範囲

平成29年度9月末における財務並びに事務の執行状況

（指定する個別事業説明）

戸籍税務課

- (1) 国庫支出金・中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金
- (2) 国庫支出金・個人番号カード交付費補助金（事業費・事務費）
- (3) 徴収事務事業
- (4) 町民サービスプラザ管理運営事業

総務課

- (1) 職員育成推進事業
- (2) 職員福利厚生事業
- (3) 電算運用事業
- (4) 情報システム共同利用事業

財務課

- (1) 財政調整基金繰入金
- (2) 公共施設整備基金繰入金
- (3) 地域福祉基金繰入金
- (4) みどり基金繰入金
- (5) 図書館基金繰入金

- (6) 災害対策基金繰入金
- (7) 財政管理経費
- (8) 駅前町民会館維持管理経費

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、当該事業年度の間中期に実施し、上半期の事業予算の執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し予算執行を完了させるか、足元を見つめなおすきっかけづくりにしたと見え、実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1) 戸籍税務課

戸籍税務課は課長、戸籍住民班 4 名、課税班 6 名、収税班 3 名の計 14 名が配置されている。

「課税班」は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など税全般の課税及び課税台帳等の整備を行っている。

なお、固定資産税については平成 30 年度に評価替えを実施するにあたり、準備を進めている。

「収税班」は、町税の徴収、督促及び滞納整理事務、町税の欠損処分、町税の過誤納金に関する事務等、収税事務全般を実施している。現在は県税職員の O B に代わり、国税局の O B、町職員 O B、臨時雇用員の計 3 名が滞納整理にあたっており、前年より効率的に収納している。

滞納を増やさぬよう、現年課税分の早期納付を推奨している。

「戸籍住民班」は戸籍、住民異動届等の受付及び謄抄本、証明の交付、印鑑登録の受付及び証明に関する事務、埋火葬、改葬の許可及び火葬料の補助に関する事務等を所掌しており、併せてマイナンバーカードに関する事務も展開している。

施設としては町民サービスプラザを管理運営している。

(2) 総務課

総務課は課長、庶務人事班 5 名、情報システム班 3 名の計 9 名が配置されている。

「庶務人事班」は、職員の人事関係、給与や研修並びに町長や副町長の秘書に関すること、条例や規則等の制定及び改廃、情報公開など幅広い業務を所掌している。

職員の人材育成については住民対応力向上研修を担当者級の職員を対象に実施しており、社会情勢に適した庁内研修の充実を図っている。なお、非正規職員には研修は行っていないが、改訂した接遇マニュアルを配布している。

また、ワークライフバランスの推進については、時間外勤務命令簿を見直しつつ、時間外勤務の必要性の検証、縮減に取り組んでおり、現状、前年比で、一人当たりのひと月の時間外が2.5時間マイナスとなっている。年次有給休暇の取得については、県内市町村の有給休暇取得率を職員に周知し、休暇取得の推奨を実施している。

「情報システム班」は、情報システム組織の運用及び管理、職員の指導訓練を行っている。

昨今のサイバーテロ防止対策として「神奈川情報セキュリティクラウド」へ接続しており、職員の利用環境を考慮しながら、今後ともセキュリティ強化に努めていく。

また、次年度の9月には「基幹系共同利用システム」の更新を予定しており、関係各所との調整を進めている。

(3) 財務課

財務課は課長、財務契約班4名、財産管理班4名の計9名が配置されている。

「財務契約班」は、財政全般の総合的企画及び調整に関すること、予算の編成に関すること、契約書に関することや工事等の検査等を実施しており、ふるさと納税の推進についても当課の所掌となっている。

ふるさと納税については、本年度、寄付者からのアンケートを募ったほか、都営三田線の車内にステッカー広告を9月～2月の6か月間掲示し、二宮町の周知も含め、ふるさと納税並びに二宮町のPRを展開している。

「財産管理班」は、公有財産管理の総括調整に関すること、普通財産の管理、借用地に関すること、庁用自動車の管理を行い、町民センター、駅前町民会館、防災コミュニティセンターの管理運営や児童館、老人憩いの家及び公会堂の維持管理を実施している。

8. 監査結果

各課とも平成 29 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(戸籍税務課)

- 1) 本課は町民が役場の中で最初に対応する部署であり、職員・非正規職員隔たりなく接遇の研修をされたい。
- 2) 近隣に比べ高い収納率を維持しているが、引き続き滞納整理に尽力されるよう期待する。また、中学生向けに租税教育パンフレットを作成し、納税意識の啓発に努めていることは評価に値する。
- 3) 百合が丘の町民サービスプラザについては、費用対効果の面からも検討を行い、他施設との統合など費用を抑える工夫をされたい。

(総務課)

- 1) 職員・非正規職員も町民から見れば同じ「役場の職員」である。同等の住民対応力を身に着けられるよう、研修を図られたい。
- 2) 職員が努力して成し得た業務の成果などを丁寧に拾い上げ、町民に向けて情報発信をされたい。職員の士気向上にも繋がり、町民の理解も深まると思われる。
- 3) 当町職員の有給休暇取得率が低いことを全職員に周知し、取得率向上に繋げるよう取り組んだことは評価に値する。引き続きワークライフバランスの推進を図り、時間外勤務の減少や有給休暇の取得率向上に努められたい。
- 4) 神奈川セキュリティクラウドへの接続により、セキュリティに関しては、より安全性を高めることができた。今後も引き続き、情報システム関連の安全性の向上を図られたい。

(財務課)

- 1) 一括入札など発注業務の工夫により費用の軽減を図っているが、今後とも更なるコスト削減に努められたい。
- 2) 品質検査や完了検査等、専門的な検査については、広域行政などの横の連携を利用するなどして更なる強化を図られたい。
- 3) ふるさと納税の PR としては、新たな手法を用いて展開しており、今後一層の周知を期待する。
- 4) 各公共施設は建設からかなりの年月が経過しており、ライフサイクルコストを考慮しながら、計画的に運営されたい。
- 5) 国・県などからの近い将来の補助金、助成金の計画を早期に的確な情報を把握し、庁内で連携をしながら、なお一層、町財政に反映されるよう努められたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、各担当部署からの課題提出は少なく、執行率のバラつきは散見されるが、年度末にはおおよそ各々当初予算に見合った執行結果が期待できるものと推察される。

次回の定期監査からは、この監査から半年後の決算時を見据え、各担当部署の抱えている各事業の課題の顕在化や事務改善に、一層積極的な姿勢を持って取り組むことを期待したい。

以上